

ほう素・ふっ素・硝酸性窒素等の暫定排水基準見直しに係る 今後の予定について

平成 2 0 年 6 月 1 7 日
環境省水・大気環境局

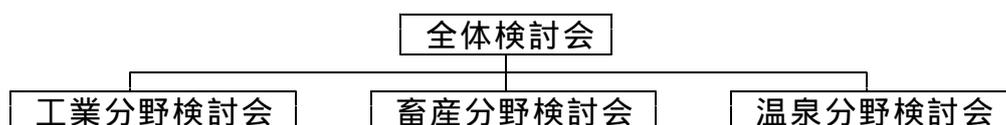
1．これまでの経緯

ほう素・ふっ素・硝酸性窒素等については、人体への健康被害を防ぐことを目的に、平成 11 年に、WHO 飲用水質ガイドラインや水道水水質基準等を参考に水質に係る環境基準が設定された。これを受け、平成 13 年に排水基準が設定されたが、その際、40 業種についてはこれに対応することが困難であるとして、3 年の期限で暫定排水基準を適用し、そのうち 26 業種については、平成 16 年 7 月の見直しでさらに 3 年間の暫定基準を適用した。平成 19 年 7 月以降は、依然として 21 業種で暫定基準が適用されている。

このような状況に鑑み、平成 22 年に予定されている次の見直しまでに、現在暫定基準が適用されている業種について、これまで以上の改善を進めるため、業界ごとに実行可能な計画の作成、専門家による技術的助言の実施、処理技術の開発など、産官学一体となってフォローアップに努めることとした。

2．今後の予定

有識者からなる検討会（座長：藤田正憲 高知工業高等専門学校校長）を設置し、排水処理によって発生する生成物の有効利用の促進を念頭におき、業界ごとの取組や技術実証試験の実施方法等についての技術的助言や、次の見直しに向けた技術的検討を行う。特に分野ごとに解決すべき課題が異なることから、全体検討会の下に個別分野の検討会を設け、以下のような検討を行う。



(1) 工業分野

経済産業省と連携し、各業界が示した今後の取組についてのフォローアップを行う。

(2) 畜産分野

農林水産省が実施する、排水実態の把握、既存の污水浄化施設の改造による機能向上や、管理技術改善に関する調査・研究の検討結果等をもとに、実行可能な計画を作成し、そのフォローアップを行う。また、中長期的な視点での技術開発の方向性について検討を行う。

(3) 温泉分野

関係業界の協力を得つつ、温泉旅館からの排水実態等の知見を充実し、また温泉水を含む排出水の処理技術について、これまでの取組で明らかとなったコストや温泉水特有の課題の解決に向け、関係者による技術開発を促進する。

ほう素・ふっ素・硝酸性窒素等の暫定基準見直しスケジュール

